

## 緊急事態条項、憲法に必要か

表題は日経新聞 3 月 27 日「日曜に考える」である。立憲デモクラシーの会呼びかけ人の石川健治・東大教授の発言に注目したい。

「明治憲法には天皇の戒厳大権や緊急事態に人権条項を停止する非常大権、法律に代わる議会閉会中の緊急勅令などがあった。現憲法はこれらを単に占領軍の言いなりになって削除したわけではない」「非常大権の削除と、国会が閉会中でも活動しうる常置委員会の新設を日本側が当初から主張していた。回り回って結実したのが、参院の緊急集会という制度だ。現憲法も緊急事態を知っている。立憲主義を担保できる仕組みはこれしかないとの判断は重い」

「外敵が攻めてくるリスクに対しては日米安保条約があり、在日米軍がいて、今でも緊急事態に備えている。外的な緊急事態条項は、安保条約や基地問題の解消を本気で目指して初めて意味を持つ」「国内的な騒乱状態に対しても、既に自衛隊法に治安出動の制度がある。そのうえ憲法に条項を置いたら、治安出動を超える自衛隊の対内投入を正当化する機能を持たざるを得ない。それは自衛隊が警察機能ではなく、軍隊として治安維持に当たる戒厳を意味する。そんな狙いはないと言うのなら、これも必要ない」

— 大災害も心配ですが。「既に様々な法律がある。我々は東日本大震災を経験した。千年に一度の地震や津波もはや想定外とは言えない状況なのだから、必要ならさらに法律を整備して対応するのが正しいやり方だ。それをせず憲法改正で済ませようというのはむしろ不真面目だ」 — 自民党の改憲草案は緊急時に衆院は解散されないとか、国政選挙の期日を延ばすなどの条項も含んでいます。「改憲でそこがまず提案されそうだと観測もあるが、典型的な緊急事態論とはおよそレベルが違う話だろう。災害が起きて被災地で選挙が実施できなくなり、やむなく期日を延ばしたとして、裁判所が違法と判断するのかどうかだ。例外を認める論理が考えられないわけでもない」「今の衆参両院も、1 票の格差が違憲状態で選挙に瑕疵があった、と最高裁に断じられ、それでも選挙は無効とまでは言えない、との評価を受けて成り立っているではないか。それと大災害で完璧な選挙ができなかった場合とは質的に変わりがない。選挙をやり直す方策だつてある。わざわざ改憲しなくてはいけない理由にはならない」



— そもそも緊急事態条項は必要ないとお考えですか。「緊急や非常、例外といわれる事態は起きうる。人を殺しても、正当防衛や緊急避難なら処罰されないように、例外状況を法はもともと想定している。ただし、その際、法的な評価を下す裁判所という第三者的な審査機関が用意されている。ここが大事だ。これに対して緊急事態条項は、緊急事態での国家の政治部門の行為については、そうした審査を外す効果を持つ」「今の最高裁は、高度に政治的な国家行為は司法審査の対象から外す統治行為論を採っている。このままで緊急事態に政治部門に権限を集中する憲法条項を置けば、完全な無統制状態、専制権力を創ってしまう。第三者的な統制主体を置くことこそ立憲主義であり、政治部門と対等な憲法裁判所の新設の是非など、統制主体への考慮がまず必要だ」「立憲主義の城内にトロイの木馬を引き入れるようなもので、よほど慎重な議論が必要だ。一定の例外的事態を想定して憲法に書くと、さらにその先の例外に備えなくてよいのか、と穴を広げる議論を呼びこむ危うい構造もある。例えばドイツではいくつもの類型に条文を分け、議会の審査を絡ませて発動手続きを多段階にするなど、あえて動かしにくい仕組みにしている」

— 安倍首相が意欲を示す改憲そのものに反対ですか。「フラットな立憲主義の土俵が共有されたうえで議論ができるなら、緊急事態条項も論じるに値する内容を含む。だが、現状では日本国憲法は押しつけ憲法だ、などと敵意を持つ勢力が政権側で改憲論の原動力になっており、土俵が非立憲側に傾きがちだ。これをまずフラットに戻したい」「社会に出て発言する以上は、今の土俵のゆがみに自覚的でなければならない。学会のサロンで、学者同士で自由闊達に議論しようという話とは次元が違う。立憲か非立憲か。私自身はこの一点に絞って発言しようとしている」

(2016年4月2日)